

『近代東アジア土地調査事業研究』正誤表

該当頁	誤	正
426 頁：下から 5 行目	南京については適切な史料が得られていないので、	南京については適切な史料が得られていないが、
426 頁：下から 4 行目 ～ 427 頁：上から 7 行目	河北省香河県の 1951 年の文書から、売買が行われていたことを紹介したい (19)。河北省は老解放区であり、1951 年にはすでに土地改革が終わっていた。1951 年 1 月 24 日に河北省香河県から発給された、孫■という人物の「土地房産所有証」(図 V-6-8) によれば、孫■の戸は合計 4 段、14 畝 6 分の耕地を所有していた (20)。その後、同年 2 月 1 日に売り手の田■と買い手の孫■の間で、耕地 2 畝の「買売田房草契」(図 V-6-9) が結ばれ (21)、同年 5 月 12 日に香河県政府から「河北省人民政府買売印契」(図 V-6-10) が発給されて売買が認められている (22)。この事例から土地証を受け取ったあとに土地売買が行われたことが判明する (23)。したがって南京でも	(削除)
427 頁	図 V-6-8、図 V-6-9、図 V-6-10	(削除)
429 頁から 430 頁	注 19 から注 23	(削除)